

令和元年度答申第4号

令和元年 8月 2日

松戸市教育委員会
教育長 伊藤 純一 様

松戸市情報公開審査会
会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

平成30年8月28日付け松教生企第173号をもって諮問のあった「松戸市立特定中学校の女性主任教諭が、ハンドバッグをひったくられ、生徒の個人情報記録したUSBメモリーと部活の緊急連絡網を紛失した件に係る情報一切。」に係る公文書の一部開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件文書」という。）に対する審査請求について、審査請求人の主張は棄却することが妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年4月27日付け公文書開示請求書により、「松戸市立特定中学校の女性主任教諭が、ハンドバッグをひったくられ、生徒の個人情報記録したUSBメモリーと部活の緊急連絡網を紛失した件に係る情報一切。」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

松戸市教育委員会（学校教育部学務課をいう。以下同じ。）は、本件開示請求に対して、平成30年5月11日付け公文書一部開示決定通知書により、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、公文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年7月9日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は全て開示するとの裁決を求める。公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。ポーンインデックスの提出を求める。」というものである。

4 実施機関の説明要旨

(1) 開示請求する公文書について、公文書開示請求書には、「松戸市立特定中学校の女性主任教諭が、ハンドバッグをひったくられ、生徒の個人情報記録したUSBメモリーと部活の緊急連絡網を紛失した件に係る情報一切。」と記載されている。

(2) 処分庁である松戸市教育委員会は、松戸市立特定中学校で作成した文書及び学務課において作成した公文書等のうち、条例第7条第2号により、懲戒

処分を受けた教諭の氏名、住所等が記載されている部分を除き、一部開示決定をした。

(3) 千葉県「職員の懲戒処分等に関する公表基準」(平成15年5月21日制定。以下「公表基準」という。)では、懲戒免職処分及び収賄、横領、飲酒運転による交通事故等、社会的影響の大きな事件に係る懲戒処分については、氏名を公表することとなっているが、本件はこれに該当しない。

(4) 審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができることを規定する(条例第5条)。

また、条例は、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと(条例第3条第1項)及び公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないこと(同条第2項)を規定する。

(2) 本件文書について

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう(条例第2条第2項)。

本件において開示対象となっている文書は、松戸市立特定中学校の教諭が生徒に関する個人情報を紛失した件に係る情報であり、本件文書は、実施機関である松戸市教育委員会(条例第2条第1項)の職員が職務上作成し、又は取得した文書であり、条例に規定する組織共用文書に該当する(同条第2項)。

(3) 条例第7条第2号について

条例は、公文書の開示義務として、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」ことを規定する（条例第7条）。

そして、同条第2号において、非開示情報として、

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

と規定し、同号は、個人情報原則的には非開示とするとともに、その例外を規定する。

そこで、本件文書に対する条例第7条第2号の適用について検討する。

ア 条例第7条第2号本文の個人情報の該当性について

本件文書（別表No.1～別表No.11）の非開示部分である松戸市立特定中学校の教諭の氏名、年齢、担当名、住所及び職員コード（以下「氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、同条第2号本文に規定する個人に関する情報に

該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書の例外的に開示する個人情報の該当性について

(ア) 第7条第2号アの該当性

公表基準では、地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）等について、原則は、被処分者の所属名、職名、年齢、処分内容、処分年月日及び事実の概要を公表するものとし、懲戒免職処分及び収賄、横領、飲酒運転による交通事故等、社会的影響の大きな事件に係る懲戒処分については、上記のほか、被処分者の氏名を公表するものとしている。

松戸市教育委員会によると、本件処分に係る事案は、懲戒免職処分又は収賄等による社会的影響の大きな事件に当たらないため、本件文書中被処分者の氏名は、同条第2号アの情報に該当しない。

(イ) 第7条第2号イの該当性

被処分者の氏名等の公表により、人の生命、健康、生活又は財産の保護につながるなどの因果関係はなく、保護の必要性、緊急性等も認められないため、同条第2号イの情報に該当しない。

(ウ) 第7条第2号ウの該当性

a 別表No.2、別表No.3の公文書について

本件文書中別表No.2、別表No.3の処分書に記載された被処分者の氏名は、懲戒処分に関する情報であり、同情報は公務員の私事に関する情報であって、その職務の遂行に係る情報ではないため、同条第2号ウの情報に該当しない。

したがって、別表No.2、別表No.3の公文書に記載された被処分者の氏名は、同条第2号本文により、非開示とすることが妥当である。

b 別表No.1、別表No.4～別表No.11の公文書について

本件文書中別表No.1、別表No.4～別表No.11の公文書は、それぞれ公務員がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報であるから同条第2号ウに該当し、原則として、開示しなければならない。

しかし、本件文書中別表No.1、別表No.4～別表No.11の公文書は、当該教諭が生徒の個人情報を紛失した不祥事に関連する文書であり、

当該教諭の氏名等を開示するに当たっては、さらに、同号ウ括弧書に定める「当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」の該当性を検討しなければならない。

本件では、前述のとおり、当該教諭は生徒の個人情報を紛失したことを理由として、既に、松戸市教育委員会から懲戒処分を受けているが、公表基準によると、本件処分に係る事案は、懲戒免職処分又は収賄等の社会的影響の大きな事件に当たらないため、松戸市教育委員会は、被処分者の氏名を公表しないとした。

そこで本件を検討すると、本事案は、当該教諭が所持する自己のハンドバックの盗難により、在中の生徒の個人情報を紛失したものであって、当該教諭については窃盗事件の被害者という側面もあり、また、USBメモリーと部活の緊急連絡網の紛失による二次被害も今のところ確認されていないのであるから、仮に、当該教諭の氏名等を開示するとなれば、公表基準を超えて、氏名の公表という新たな処分を課することになりかねず、今後、学校等において、当該教諭が教育活動を行う場合はもとより、一般の社会生活においても不利益を受けることが想定され、その権利利益を不当に侵害するおそれがある。

以上により、別表No.1、別表No.4～別表No.11の公文書に記載された被処分者の氏名は、同条第2号ウ括弧書の「当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に該当するため、非開示とすることが妥当である。また、これらの別表No.1、別表No.4～別表No.11の公文書に記載された被処分者の住所、年齢等は、被処分者の氏名と同様に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため、同号本文により、非開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

裁量的開示については、条例中に規定を欠くため、本件文書の開示の根拠とすることはできない。

(5) 以上により、本件処分は妥当である。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、一部開示文書の一覧表は、別表のとおりである。

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

No.	対象公文書	非開示情報	教育委員会 保有分	学校保 有分
1	不祥事による懲戒処分を受けた場合の再 発防止対策報告書について うち「個人情報の取り扱いに関する規定 (改訂版)」	被処分者の氏 名、年齢、担 当名	○	○
2	平成29年3月臨時教育委員会会議につ いて	被処分者の氏 名	○	
3	平成29年3月臨時教育委員会会議の付 議事案について（臨時代理による処分の 写し）	被処分者の氏 名	○	
4	教育委員会会議付議事案の提出につ いて うち「事故報告書」	被処分者の氏 名、年齢、担 当名、住所、 職員コード	○	○
5	学校職員の懲戒処分に関する副申書につ いて うち「事故報告書」	被処分者の氏 名、年齢、担 当名、住所、 職員コード	○	○
6	事故報告書の提出につ いて うち「事故報告書」	被処分者の氏 名、年齢、担 当名、住所	○	○
7	危機事案対応検証シートについて	なし	○	
8	松戸市立中学校における個人情報の紛失 事故について（報道資料）	なし	○	
9	緊急保護者会の開催について（ご案内） （学年保護者用）	被処分者の氏 名	○	○
10	緊急保護者会の開催について（ご案内） （部活保護者用）	被処分者の氏 名	○	○
11	不審電話に対する対応について	なし	○	○

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年8月28日	諮問書の受理
平成31年2月13日	第1回審査会（諮問の報告）
平成31年3月28日	第2回審査会（審議・理由説明）
平成31年4月22日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和元年6月6日	第4回審査会（審議）
令和元年7月8日	第5回審査会（審議）
令和元年8月1日	第6回審査会（審議）